

2023/9/1施行

主任技術者(又は一般建設業の営業所専任技術者)となり得る国家資格等

枠内の数字:資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

[illegible]

[illegible]

			建設業の種類																										指定建設業				
資格区分			土木	建築	大工	左官	とび・コンクリート・土工	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体		
その他	基幹技能者(注7)	登録電気工事基幹技能者																															
		登録橋梁基幹技能者																															
		登録造園基幹技能者																															
		登録コンクリート圧送基幹技能者																															
		登録防水基幹技能者																															
		登録トンネル基幹技能者																															
		登録建設塗装基幹技能者																															
		登録左官基幹技能者																															
		登録機械土工基幹技能者																															
		登録海上起重基幹技能者																															
		登録PC基幹技能所																															
		登録鉄筋基幹技能者																															
		登録圧接基幹技能者																															
		登録型枠基幹技能者																															
		登録配管基幹技能者																															
		登録露・土工基幹技能者																															
		登録切断穿孔基幹技能者																															
		登録内装仕上工事基幹技能者																															
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																															
		登録エクステリア基幹技能者																															
		登録ALC基幹技能者																															
		登録建築板金基幹技能者																															
		登録外壁仕上基幹技能者																															
		登録ダクト基幹技能者																															
		登録保温保冷基幹技能者																															
		登録ウレタン断熱基幹技能者																															
		登録グラウト基幹技能者																															
		登録冷凍空調基幹技能者																															
		登録運動施設基幹技能者																															
		登録基礎工基幹技能者																															
		登録タイル張り基幹技能者																															
		登録標識・路面標示基幹技能者																															
		登録土工基幹技能者																															
		登録発破・破砕基幹技能者																															
		登録圧入基幹技能者																															
		登録送電線工事基幹技能者																															
		登録消化設備基幹技能者																															
		登録建築大工基幹技能者																															
		登録建築測量基幹技能者																															
		登録硝子工事基幹技能者																															
		登録さく井基幹技能者																															
		登録解体基幹技能者																															
		登録あと施工アンカー基幹技能者																															
		【備考】																															
		(注1)			解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。																												
(注2)			建築士法第二条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。																														
(注3)			地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。																														
(注4)			基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。																														
(注5)			建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級計装士技術審査が該当します。																														
(注6)			解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工士試験が該当します。																														
(注7)			建設業法施行規則第十八条の三第2項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとしす。																														
(注8)			令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。																														
(注9)			合格後、コンクリート工事に關し3年以上実務の経験を有する者																														
(注10)			合格後、とび工事に關し3年以上実務の経験を有する者																														
(注11)			合格後、土工工事に關し3年以上実務の経験を有する者																														
(注12)			合格後、土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者																														
(注13)			建設業法第二十六条(主任技術者及び監理技術者の設置等)について 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」とい。)を置かなければならない。 ・法第七条第二号イ…許可を受ける工事に關し、指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験 ・法第七条第二号ロ…許可を受ける工事に關し、10年以上の実務経験 ・法第七条第二号ハ…上記表に該当する国家資格等 (ただし、特定建設業者が指定建設業において、4,500万円以上(建築一式においては7,000万円以上)の下請契約を結ぶ際には、監理技術者として一級国家資格者・国土交通大臣特別認定者を配置する必要がある。)																														